

## 「健康長寿のまち・京都 庁内推進本部」設置要綱

### (趣旨)

第1条 市民の主体的な健康づくりを全市的な運動として推進するための「仕組み」として、「地域づくり」、「高齢者の生きがいづくり」、「生涯学習」、「生涯スポーツの振興」、「歩くまち」、「環境対策」、「地域コミュニティ活性化」など、各局区等の連携により、効果的な事業の融合、普及啓発の検討、取組の推進に係る連絡調整、新たな施策・事業の企画立案を行うため、「健康長寿のまち・京都 庁内推進本部」（以下「推進本部」という。）を置く。

### (構成)

第2条 推進本部は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 主管副市長
- (2) 文化芸術政策監
- (3) 観光政策監
- (4) 京都市事務分掌規則第1条に規定する局の長及び市長が指名する担当局長
- (5) 消防局長
- (6) 交通局次長及び上下水道局次長
- (7) 教育次長
- (8) 区長及び担当区長
- (9) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める本市関係職員

### (本部長及び副本部長)

第3条 推進本部に本部長及び副本部長を置く。

- 2 本部長は主管副市長とし、副本部長は保健福祉局健康長寿のまち・京都推進担当局長とする。
- 3 本部長は、会務を総理する。
- 4 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

### (会議)

第4条 推進本部の会議は、本部長が必要があると認めるとき、随時招集する。

- 2 本部長は、必要があると認めるときは、第2条各号に掲げる者以外の者を推進本部の会議に出席させ、その意見又は説明を求めることができる。

### (部会)

第5条 本部長は、特定の事項を調査させ、及び審議させるため必要があると認めるときは、推進本部に部会を置くことができる。

2 部会の構成員は、本市関係職員のうちから、本部長が指名する。

(幹事会)

第6条 会議に付議する事案の調整その他必要な連絡調整を行うため、推進本部に幹事会を置く。

2 幹事会の構成員は、本市関係職員のうちから、本部長が指名する。

(庶務)

第7条 推進本部の庶務は、保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課において行う。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この要綱は、平成27年6月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。